

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第9号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則
(銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>第18条 削除</p> <p>(銃砲刀剣類の所持許可の取消しの手続)</p> <p>第30条 略</p> <p>(報告徴収等の手続)</p> <p><u>第30条の2 法第12条の3の規定による報告徴収は、別記様式第17号の報告徴収書により行うものとする。</u></p> <p><u>2 法第12条の3の規定による受診の命令は、別記様式第18号の受診等命令書により行うものとする。</u></p> <p>(医師の指定)</p> <p><u>第30条の3 法第12条の3の規定による医師の指定(以下「医師の指定」という。)は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>診断の対象者</th><th>医 師</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>法第5条第1項第2号の政令で定める病気(令第5条の2第3号に定めるものを除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者</u></td><td><u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師</u></td></tr><tr><td><u>令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者</u></td><td><u>左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認</u></td></tr></tbody></table>	診断の対象者	医 師	<u>法第5条第1項第2号の政令で定める病気(令第5条の2第3号に定めるものを除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者</u>	<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師</u>	<u>令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者</u>	<u>左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認</u>	<p>(仮領置した銃砲刀剣類又はけん銃部品の返還に係る受領書の様式)</p> <p><u>第18条 施行規則第11条の5の4の受領書の様式は、別記様式第7号の銃砲刀剣類・けん銃部品受領書のとおりとする。</u></p> <p>(銃砲刀剣類の所持許可の取消しの手続)</p> <p>第30条 略</p>
診断の対象者	医 師						
<u>法第5条第1項第2号の政令で定める病気(令第5条の2第3号に定めるものを除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者</u>	<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師</u>						
<u>令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者</u>	<u>左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認</u>						

	められる医師
介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

- 2 医師の指定の期間は3年以内とし、再指定を妨げないものとする。
- 3 公安委員会は、医師の指定をしたときは、その氏名、勤務する病院の名称及び所在地並びに診断の対象者を告示するものとする。

（検査の日時及び場所の指定の通知）

第31条 略

（一時保管した銃砲刀剣類等の不返還の通知）

第36条 施行規則第20条の規定による一時保管をした銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない旨の通知は、別記様式第24号の不返還通知書により行うものとする。

（検査の日時及び場所の指定の通知）

第31条 略

（一時保管した銃砲刀剣類等の返還に係る受領書の様式及び不返還の通知）

第36条 施行規則第19条の受領書の様式は、別記様式第23号の銃砲刀剣類等受領書のとおりとする。

- 2 施行規則第20条の規定による一時保管をした銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない旨の通知は、別記様式第24号の不返還通知書により行うものとする。

別記様式第7号 削除

別記様式第7号 (第18条関係)

銃砲刀剣類・けん銃部品受領書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住 所
氏 名 ㊞

次の仮領置物件を確かに受領しました。

物 件	数 量

備考

- 1 受領者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号（第30条関係） 略

別記様式第17号（第30条の2関係）

報 告 徴 収 書

第 号
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定により、次のとおり報告を求める。

報告又を求める理由	
求める報告の内容	
報 告 の 期 限	年 月 日
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号（第30条関係） 略

別記様式第18号 (第30条の2関係)

受 診 等 命 令 書

第 号
年 月 日

殿

香川県公安委員会 ㊦

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定により、次のとおり指定する医師の診断を受けるべきこと及び当該診断の結果の報告を求める。

受診を命ずる理由	
受診する指定医の氏名並びに勤務する病院の名称及び所在地	
報告の期限	年 月 日
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第19号 削除

別記様式第17号から別記様式第19号まで 削除

別記様式第23号 削除

別記様式第23号 (第36条関係)

銃 砲 刀 剣 類 等 受 領 書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住 所
氏 名

⑩

次の一時保管物件を確かに受領しました。

物 件	数 量

備考

- 1 受領者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)						
法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長		
1~27 略					1~27 略						
28 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)	第3条第1項第11号~第11条第5項 略					28 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)	第3条第1項第11号~第11条第5項 略				
	第11条第6項	取消し前の許可銃砲刀剣類の提出命令及び仮領置並びに調査のため保管している銃砲又は刀剣類の仮領置		○	第11条第6項		取消し前の許可銃砲刀剣類の提出命令及び仮領置		○		
	第11条第7項~第11条第10項 略						第11条第7項~第11条第10項 略				
	第11条の2第1項	略					第11条の2第1項	略			
	第11条の2第2項	調査のため保管しているけん銃部品の仮領置		○	第11条の2第2項		略				
	第11条の2第3項	略					第11条の2第2項	略			
	第11条の2第4項	略					第11条の2第3項	略			
	第11条の2第5項	略					第11条の2第4項	略			
第11条の2第6項	略				第11条の2第5項	仮領置したけん銃部品の売却又は廃棄(第8条第9項の準用)		○			

第11条の 2第6項	略			
第12条第 1項	略			
第12条の 3	許可に係る銃砲又は 刀剣類の調査のため の報告の徴収			○
第12条の 3	許可に係る銃砲又は 刀剣類の調査のため の指定医による受診 の命令			○
第13条	略			
第13条の 2	公務所、公私の団体 その他の関係者に対 する報告の要求			○
第13条の 3第1項	調査を行う間におけ る銃砲又は刀剣類の 提出命令及び保管			○
第13条の 3第2項	調査のため保管した 銃砲又は刀剣類の返 還			○
第13条の 3第3項	調査を行う間におけ るけん銃部品の提出 命令及び保管			○
第13条の 3第4項	調査のため保管した けん銃部品の返還			○
第14条第 4項、第 16条第2 項、第17 条第3項 及び第18	略			

第11条の 2第5項	仮領置したけん銃部 品の売却代金の交付 (第8条第10項の準 用)			○
第12条第 1項	略			
第13条	略			
第14条第 4項、第 16条第2 項、第17 条第3項 及び第18	略			

条の2第3項			
第21条の3第1項第4号～第27条の2第2項略			
第27条の3	略		
第29条第1項	銃砲刀剣類を所持する者に係る申出の受理		○
第29条第2項	申出に対する調査及び適当な措置		○

(1) 略			
(2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)	第1条第2項～第11条の3第1項 略		
	第11条の5の2	仮領置書の交付及び保管書の受理	○
	第11条の5の4～第16条 略		
	第16条の2	略	
	第16条の2の3	調査のため保管する銃砲若しくは刀剣類又はけん銃部品に係る保管書の交付	○
	第16条の2の4	調査のため保管した銃砲若しくは刀剣類又はけん銃部品の返還時の保管書及び受領書の受理	○
	第16条の4第2項	略	
	第16条の4第3項～第28条 略		
(3) 略			
(4) 銃砲刀剣類所持等	第9条～第29条 略		
	第30条	略	

条の2第3項			
第21条の3第1項第4号～第27条の2第2項略			
第27条の3	略		

(1) 略				
(2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)	第1条第2項～第11条の3第1項 略			
	第11条の5の2	仮領置書の交付	○	
	第11条の5の4～第16条 略			
	第16条の2	略		
	第16条の4第2項			
	第16条の4第3項～第28条 略			
	(3) 略			
	(4) 銃砲刀剣類所持等	第9条～第29条 略		
第30条		略		

取締法施行 細則（平成 12年香川県 公安委員会 規則第15号）	第30条の 3第1項	指定医の指定	○	
	第30条の 3第3項	指定医の指定の告示		○
	第31条	略		
	第38条	略		
29～99 略				
備考 略				

取締法施行 細則（平成 12年香川県 公安委員会 規則第15号）				
	第31条	略		
	第38条	略		
	29～99 略			
備考 略				

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。